

京都府名誉友好大使のこれまでの活動事例

京都府名誉友好大使は、次のような活動を通じて京都府民の異文化理解や京都府政の推進とともに、自身のステップアップに努めています。京都府名誉友好大使でないと体験できない魅力的な事業に、あなたも参加してみませんか？

1 府・市町村等の国際化諸事業への参加・協力

- (1) 小中学校、高等学校での国際理解授業への参加（母国文化紹介）
- (2) 公民館等における語学教室・料理教室の講師
- (3) 民間国際交流団体事業への参加、協力 など

2 府が行う研修・視察への出席

京都府政概要研修会、市町村研修 など

3 京都府政等への参画、提案

- (1) 京都府の友好提携州省等との交流事業への参加、協力（通訳等）
- (2) 災害発生時、新型コロナウイルス感染症に係る情報等、緊急時の広報協力（翻訳）
- (3) 京都府が主催するイベントへの参加、協力（企画運営・通訳） など

4 大使自身の企画による自主活動

- (1) 語学教室の企画・運営
- (2) 各国料理教室の企画・運営
- (3) その他府民との交流会の企画・運営 など

<大使が自主的に運営しているSNS>

- ・Facebook (<https://m.facebook.com/KPFA1992>)
- ・Instagram (<https://www.instagram.com/accounts/login/?next=/kyotofriendshipambassadors/>)
- ・X(旧 Twitter) (<https://twitter.com/KyotoFA>)

5 世界各地域での京都府のPR

- (1) 海外で開催する「日本留学フェア」への協力（通訳・京都留学のPR等）
- (2) 「京都物産展」への協力（通訳・翻訳等）
- (3) 外国テレビ局制作による京都紹介番組への出演 など

上記は過去に実際にあった事例であり、今後必ずあるものとは限りません。

※京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/kokusai/1313566846234.html>) でも派遣事例を紹介していますので、こちらも必ず御覧ください。



京都府名誉友好大使任命事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、京都府内の短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生の中から、知事が京都府名誉友好大使（以下「大使」という。）を選考・任命し、京都府と世界各地との相互理解の促進や京都府の国際化の推進等を図ることを目的とする「京都府名誉友好大使任命事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「外国人留学生」とは、日本の大学等において教育を受ける目的をもって入国し、大学等に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1第4号の表留学の項に規定する在留資格を有する者）のうち、京都府内に設置されている大学等で、京都府内に学舎を置く学部・大学院等の正規の課程に在籍する者をいう。

（対象者）

第3条 大使の任命を受けることができる者は、外国人留学生のうち次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 京都府と世界各地との相互理解の促進や京都府の国際化の推進等に寄与しようという強い意欲のある者
- (2) 日本語に堪能で、かつ、学業成績優秀な者
- (3) 留学期間終了後も京都府との交流促進に寄与しようという強い意欲のある者

（役割）

第4条 大使は、京都府についての理解を深め、府政への参加や提案に努めるとともに、府民の国際理解の促進や留学生相互の支援に協力することを通じて、京都府の国際化推進のための交流活動を行うものとする。また、帰国後にあっても同様とする。

（申請及び推薦）

第5条 大使の任命を受けようとする者は、京都府名誉友好大使任命申請書（別記第1号様式）に成績証明書又はこれに代わるもの1通を添えて、大学等の指定する期日までに在籍する大学等の長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、大学等の長は、応募者の審査選考を行い、適当と認められる者について、別に定める人数以内の者を知事に推薦するものとする。

3 前項の推薦には、京都府名誉友好大使推薦書（別記第2号様式）及び被推薦者に係る第1項に規定する書類を提出しなければならない。

4 京都府は、前3項による推薦のほか、府の国際化の推進に寄与すると認められる者を別途候補者として推薦することができる。その際、第1項に規定する申請書類等について、府への提出を求めるものとする。

（任命及び通知）

第6条 知事は、前条第2項及び第4項の推薦があったときは、必要に応じて面接を行うとともに、別に定める意見聴取会議において聴取した意見を参考とした上で大使に任命し、大学等

の長を通じて本人に通知するものとする。

(奨励金の内容等)

第7条 大使には、別表により、研修奨励金及び基本奨励金を任命初年度に支給する。

2 研修奨励金は、京都府について理解を深めるための研修経費として、別途定める日に支給する。

3 基本奨励金は、大使が大使活動を適切に行える状態で、別途定める期間を経過した場合、大使活動に要する経費として、別途定める日に支給する。

4 基本奨励金は、第10条第1項第1号から第4号まで又は第11条第1項各号に定める事由が生じている場合及び府外の大学院等に進学した場合を除き、任命2年目においても、支給することができる。

(支給方法)

第8条 研修奨励金及び基本奨励金は、別途定める方法により大使に支給するものとする。

(報告書の提出)

第9条 大使は、別途定める日までに研修状況報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 大使は、7月、10月、1月、翌年度4月の各月10日までに4半期毎の活動状況報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(報告)

第10条 大使は、次の各号のいずれかに該当するときには、速やかに大学等を通じて知事に届け出るものとする。

(1) 退学するとき

(2) 停学その他の処分を受けたとき

(3) 転学、休学、長期にわたる欠席、在籍のまま海外の大学に留学又は留年するとき

(4) 在留資格に変更があったとき

(5) 氏名、住所その他申請書に記載した事項に変更があったとき(ただし、軽微なものは除く。)

2 大学等の長は、前項各号のいずれかに該当する場合において、本人からの届け出がないときでも、その事実を知ったときは、本人に代わり知事に届け出るものとする。

3 大学等の長は、別記第5号様式により、大使の在籍状況を指定する日までに届け出るものとする。

(任命の取消し)

第11条 知事は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、意見聴取会議において聴取した意見を参考とした上で、大使の任命を取り消すことができる。

(1) 大使の学業、素行等の状況が、大使としての適性を欠くと認められるとき

(2) 第4条に規定する大使としての役割を果たしていないと認められるとき

(3) 申請書又は申告書の記載事項に虚偽のあったとき

(4) 大学等において懲戒処分を受け又は卒業の見込みがないと認められるとき

(5) 退学したとき

(6) 第9条に規定する報告書を提出していないとき

(7) 大使から任命の取消しの申し出があり、その理由がやむを得ないと認められるとき

2 知事は、大使が前項第1号から第4号までのいずれかに該当している疑いがあると認められるときは、大使又は大学等の長に対して、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(研修奨励金の返納)

第12条 知事は、第9条第1項に定める報告書を別途定める日までに提出していない場合は、すでに支給した研修奨励金の全部を返納させることができる。

(基本奨励金の支給中止等)

第13条 知事は、基本奨励金の支給前において、第10条第1項第1号から第4号まで又は第11条第1項各号に定める事由が生じている場合は、基本奨励金を支給しないことができる。

2 知事は、その事由が止み、大使活動が適切に行えると認められる場合には、基本奨励金の全部又は一部を減額した額を支給することができる。

(帰国時等の届出)

第14条 大使は、学業を終え帰国するときは、出身国の住所地又は勤務先を大学等を通じて知事に届け出るものとする。

2 大使は、帰国後の住所地又は氏名等に変更のあった場合は、知事に直接届け出るものとする。

(実施細目)

第15条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年3月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成11年3月30日から施行する。

2 平成10年度以前に任命された大使については、第7条第2項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年3月8日から施行する。

- 2 平成12年度以前に任命された大使については、第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月19日から施行する。
- 2 平成14年度以前に任命された大使については、第7条第1項及び第2項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に任命された大使に係る奨励金の内容及び支給方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月10日から施行する。
- 2 平成19年度以前に任命された大使に係る奨励金の内容及び支給期間、支給方法、報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

奨励金の種類	奨励金額
研修奨励金	3万円／年
基本奨励金	3万円／年

京都府名誉友好大使研修奨励金及び基本奨励金取扱要領

(趣旨)

- 1 京都府名誉友好大使（以下「大使」という。）に対して支給する研修奨励金及び基本奨励金の取扱いについて定めるものとする。

(研修奨励金の支給方法)

- 2 京都府名誉友好大使任命事業実施要領（以下「実施要領」という。）で定められた金額を、大使に対し、別途指定する日に大使名義の銀行口座に振込を行う。

ただし、大使の都合により口座振込ができない場合は、支給方法を変更して支給することができるものとする。

(基本奨励金の支給方法)

- 3 実施要領で定められた金額を、大使活動を適切に行える状態で、原則として任命日（2年目にあっては4月1日）から起算して90日間を経過した大使に対し、別途指定する日に大使名義の銀行口座に振込を行う。

ただし、大使の都合により口座振込ができない場合は、支給方法を変更して支給することができるものとする。

(事務局)

- 4 大使への研修奨励金及び基本奨励金の支給に関する事務は、府国際課で処理する。

(その他)

- 5 その他、この要領に定めのない事項はその都度、関係者で協議の上、決定することとする。

附則

この要領は、平成20年度から適用する。

附則

この要領は、平成23年度から適用する。

附則

この要領は、平成25年度から適用する。